

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

航空機リース訴訟の高裁判決

Q : 航空機リース事業による損失を他の所得と損益通算することが認められるかどうかで争われていた事件で高裁の判決が下されたとか。どのような内容になったのですか？

A : 納税者の主張を認める地裁の判断を支持しました。

【解説】

この事件は、納税者が、民法上の組合を利用した航空機リース事業による損失を不動産所得にかかるものとして他の所得と損益通算を行ったことに対し、国側が、民法上の組合形式をとっているものの、実態は投資による利益配当契約であるとして雑所得と認定、更正処分を行ったため裁判になったものです。

一審の名古屋地裁では、①民法上の組合契約の要件が満たされていることから利益配当契約とはみることができない、②事業の損益が不動産所得に該当することは明らかである、③損益通算を念頭に置いた事業計画の策定も経済的合理性があるとして納税者の主張を認める判断を下しましたが、今回の高裁でも地裁の判断を支持する判決が出されました。

また、判決では、当事者の意思を離れ、節税目的であるなど、その動機等といった主観的要素や経済的側面だけに着目して課税することはできず、私法上有効に成立した法律関係であれば、その法律行為を認めるとする判断も下しています。

今後、国側がどのような対応をするのか見物です。

